目 次

1. 消費税率引上げに伴う経過措置の)概要	
(1)消費税率引上げに伴う経過措	間視定の概要	• • • • • • 1
(2) 指定日までに対応しなけれる	ばならない経過措置規定	3
(3)施行日までに対応しなけれる	ばならない経過措置規定	• • • • • 4
(4)施行日以後に対応しなければ	ばならない経過措置規定	• • • • • • 5
2. 工事の請負に関する経過措置規定	₹	
(1)規定の内容		• • • • • • 6
(2) 経過措置を適用する際の留意	点	• • • • • • 8
(3) 工事の請負契約書の記載方法	<u> </u>	• • • • • 10
3. 資産の貸付けに関する経過措置規	定	
(1)規定の内容		• • • • • 1 2
(2)賃貸借契約書の記載方法		• • • • • 16
(3) リース取引の取扱い		• • • • • 1 9
4. 指定日までに対応すべきその他の)経過措置	
(1) 予約販売に係る書籍等に関す	る経過措置規定	• • • • • 2 1
(2) 通信販売等に関する経過措置	規定	2 2
(3)指定役務の提供に関する経過	過措置規定	• • • • • 2 4
(4) 有料老人ホームの入居に係る	一時金に関する経過措置規定	2 4
5. 施行日までに対応すべき経過措置		
(1)長期割賦販売等に関する経過	過措置規定	• • • • • • 2 5
(2)工事進行基準を適用する請負	9工事に関する経過措置規定	• • • • • 2 7
(3)特定新聞等に関する経過措置	題規定	• • • • • 2 9
(4) 旅客運賃等に関する経過措置	規定	30
6. 施行日以後に対応すべき経過措置		
(1)電気料金等に関する経過措置	規定	• • • • • • 3 3
(2)売上に係る対価の返還等に関	まずる経過措置規定	• • • • • • 3 6
(3)貸倒れに関する経過措置規定	-	• • • • • • 3 8
(4) 仕入れに係る対価の返還等に	関する経過措置規定	• • • • • 3 9
(5) 家電リサイクル法に規定する	再商品化等に関する経過措置規定	• • • • • 4 0
7. 10%引上げに伴う留意点		
(1) 経過措置の適用がない資産 <i>の</i>)保守・管理に関する役務の提供	• • • • • • 4 1
(2) 短期前払費用の取扱い		• • • • • 4 3
(3) 施行日をまたぐ取引の適用科	李	• • • • • 4 7
(4)各種契約書の見直しと今後の)契約書作成の留意点	• • • • • • 5 0
(5)消費税転嫁対策特別措置法		• • • • • • 5 3

<MEMO>

1. 消費税率引上げに伴う経過措置の概要

(1) 消費税率引上げに伴う経過措置規定の概要

平成31年(令和元年)10月1日を施行日とする消費税率10%への引上げが実施されますが、今回の税率引上げにおいても5%から8%の引上げ時と同様に経過措置規定が設けられています。 なお、この経過措置規定は任意の規定ではなく、それぞれの要件に該当した場合には、施行日以後の取引であっても旧税率である8%により処理しなければなりません。

今回の税率引上げ時においては、軽減税率制度も導入されますが、軽減税率である 8%と経過措置規定による旧税率の 8%は、全体の税率は同じですが、国税と地方税の比率が異なることから注意しなければなりません。※

また、経過措置規定はいくつかありますが、その対応策を講じる時期や経理処理を行う時期が規定によって異なることから注意が必要です。

※ 経過措置規定の対象が軽減税率対象資産の場合には、経過措置規定の適用はなく、軽減税率により処理することとなります。(通信販売・予約販売など)

	平成 9 年 4 月~	平成 26 年 4 月~	平成31年10月~	
	平成26年3月	平成31年9月	軽減税率	標準税率
消費税	4.0%	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.0% (注1)	1.7% (注2)	1.76% (注3)	2.2% (注3)
合計	5.0%	8.0%	8.0%	10.0%

- (注1) 消費税額の25/100
- (注2) 消費税額の 17/63
- (注3) 消費税額の22/78

【税率改正のスケジュール】

